

平成 17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定 事業場の情報公開を求めます。

2007年12月3日

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

1. これまでの経過

私たち中皮腫・じん肺・アスベストセンターと、運営委員で参加している全国の被災者支援の医療・労働系 NPO は、20 数年前から中皮腫や石綿(アスベスト)関連肺がんの深刻な問題に気づき、診断・治療の支援、労災補償の支援、石綿(アスベスト)の飛散防止、石綿の新規使用の規制を求めて活動してきました。

2005 (平成 17) 年 7 月厚生労働省労働基準局労災補償部労災補償課の事業所名公開により、周辺住民で中皮腫や胸膜肥厚斑の原因がわからなかった方がその理由が判明したり、同じ事業所で過去に勤務していた中皮腫の方が原因に気づいたりしました。特に肺がんの方は喫煙等が原因とされてきた訳ですが、事業所に中皮腫の方が発症していることを知り、自分の肺がんの原因に気づき多くの方が、この 2 年間で数千人の方が労災補償を受けられました。この際に国が開示に踏み切った理由は 3 点あり、1) 周辺住民の方への適切な情報提供 2) 過去に勤務していた方への情報提供 3) 自治体にとり適切な健康対策を立てるための情報提供でした。

しかし 2006 (平成 18) 年になり、厚生労働省は平成 17 年度に判明した中皮腫・肺がんの労災認定事業所の公開を控えるようになります。諸団体との交渉の際に労災補償課は、1) 2005 年当時のような緊急性が減少した。2) 会社自体が情報公開をする所でもたため国が施行する必要が減少した。3) 大きな事業所周围での住民被害がその後少ない、等の回答をすることが増加しました。しかし開示に踏み切った理由の意義は今も変わらないと私達は考えます。C 型肝炎の情報隠蔽、様々な食品の情報隠蔽と安全の軽視、石綿製造代表企業であるニチアスの建材耐火偽装が続く中、被害情報を国民に伝えない厚生労働省労災補償課の姿勢はまさに「隠蔽」ともいえ、大問題です。

2. 今回実施した調査

厚生労働省のこの間の情報非開示を受けて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの運営委員が中心となり、2007 年 4 月から 47 都道府県労働局に、平成 17・18 年度の「中皮腫・肺がんの労災認定事案」の情報公開を求めました。資料の多くは墨塗りで開示されているため、一部しか知りえませんが、参考資料の様に重要な情報が得られてきました。

- ① 厚生労働省「石綿ばく露歴の把握のための手引き」作成委員でも今まで知らなかった産業（製紙、印刷、家具製造、航空機製造、金融等の）や個別業種が極めて多いこと。
- ② その産業の被害は文献的に知られているが、平成 16 年以前では労災認定が少なく情報公開がないため、多くの国民が知らずにいる産業（製鉄、化学、鉄道車両製造、自動車製造等）が多く、認定者数が 10 名以上の事業所も多発しており、過去の作業員への情報伝達と共に周辺住民への情報開示が必要なこと。
- ③ 過去の被害は既に知られていた、石綿製造、造船、建築業等の中には、一事業所で 10 名単位での中皮腫や肺がんが認定が明らかとなり、事実自体が自治体の今後の健康対策として重要な情報であり、公衆衛生的観点から痛切な被害であること。

以上が明らかになりましたが、本当に知りたい作業や曝露形態の情報は全く開示されていません。またこの情報は、国の機関である労働基準監督署のみ知る事実で、当該地域の保健関係者や自治体関係者も知らない情報である事も、極めて問題だと思います。

3. 労災認定事業所の情報開示を求める理由

① 情報が開示された場合、自分が何故中皮腫や胸膜肥厚斑や肺癌になったのか分からずにいた住民及び従業員の方では、自分の疾患と曝露との関連が初めて判明する方も多くいると思われれます。当該自治体は住民健診等の健康対策の実施に踏み切れますが、国は地域自治体の保健担当者に今回の情報を伝えていない状態にあると推察されます。国民の公衆衛生・健診・治療に携わる医療関係者にとり極めて問題で、「隠蔽」といわれてもしょうがない内容と考えます。

② 石綿製品は最盛期 3000 種類に及んだとされていますが、国はこの 2 年間各省庁担当課による企業提出の石綿製品の調査しか実施しておらず、全数調査には到っていません。今後、国は内閣官房等で責任と調整を行い、過去の全石綿製品に対する全数調査を早急に実施すべきです。内閣官房等が十分責任をもつ体制に到らずに石綿全製品の全数調査を実施しない現状においては、中皮腫・肺がんの被害がでた方が使用してきた石綿製品及び従事した産業や作業情報の収集と関係者への周知が必須になります。厚生労働省は、石綿関連の専門家ですら知らないでいる、産業・職種と曝露形態と使用石綿製品の情報を、直ちに監督署から収集し開示すべきです。

③ 既に倒産した企業もあり、国が情報公開を行わなければならない誰も情報を知り得ない中小零細の事業所での発症も数多いと推定されます。十分な情報公開を住民や退職した過去の作業員に実施している企業は限定されており、国が積極的に情報の開示に踏み切らないと、多くの企業が 2005 年時点の被害者数を HP 上に掲載しその後更新していない状態は変わらない

と思われます。今回企業名が疑われる大手企業でも、HP 上に全く情報を掲載しない企業も複数あって社会的責任の点で問題です。

- ④ 10名～20名以上の方が現在までに労災認定された事業所では、環境および家族曝露の危険性も高い場合が疑われます。それより少ない労災認定事業所であっても、曝露量が多く住居が近ければ環境、家族曝露も疑われます。周辺住民への適切な情報提供が行われなければ、後年国の不作為責任又は故意責任が問われる事にもなるでしょう。

以上から、国は平成17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を早急に実施すると共に、稀な産業・職種と曝露形態と使用した石綿製品の情報を直ちに収集し今後開示すべきです。

4. 労災認定をされた方へ 作業や石綿製品等の情報を全国で知らずにいる他の方のために、是非私たちに内容をご報告ください。

あなたと同じ作業や産業ではたらいなくても、石綿製品の十分な情報がなく、周囲で中皮腫や胸膜肥厚斑や肺癌の方がまだ発症していないために、お仕事との関連が不明でいる方が全国にはたくさんいらっしゃいます。あなたがされた作業や石綿製品等の情報を、全国で知らずにいる他の方のために、是非私たちにご連絡・ご報告ください。電話、郵便、FAX、メール等で結構です。よろしくお願いたします。

連絡先 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5F

TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766

E-Mail info@asbestos-center.jp

関西労働者安全センター

〒540-0026 大阪市中央区本町 1-2-13 ばんらいビル 602

TEL : 06-6943-1527 FAX :06-6942-0278

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp